

宮崎市ひとり親家庭等学習支援事業 公募型プロポーザル募集要領

1 事業名称

宮崎市ひとり親家庭等学習支援事業

2 事業の目的

母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれている傾向にあり、学習や進学の意欲の低下や十分な教育が受けられないことが懸念され、児童の将来に不利益な影響を与えかねない。このため、ひとり親家庭等の児童への学習の支援や児童の進学相談等を受けることができる学習支援員による学習支援を行うことで、学習習慣や基本的な生活習慣を確立し、学習意欲の向上を図るとともに、経済状況や家庭環境に左右されることなく、高校や大学進学などの将来の進路選択を広げることがを目的とする。

3 事業概要

別紙「業務委託仕様書」のとおり

4 委託契約期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託見積の上限額

年額 8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容に基づき、改めて仕様書を定め、見積書の提出を求める。

また、契約に際しては、宮崎市議会令和7年3月定例会において本事業に係る令和7年度予算が成立することが前提となり、成立した予算の範囲内での契約となることに留意すること。

6 契約保証金

宮崎市財務規則第105条の規定によるものとする。

7 事業担当課（問い合わせ及び各種書類の提出先）

住所 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
宮崎市子ども未来部子育て支援課 子ども給付室
電話 0985-21-1765
Fax 0985-27-0752
E-mail 10jidou02@city.miyazaki.miyazaki.jp

8 応募資格

本事業への応募資格を有する者は次の各号に掲げる全ての要件を満たす宮崎市内に事業所又は営業所等を有するNPO法人、公益法人、営利法人、その他の法人又はグループ（以下、「法人等」という。）であって、当該事業を的確に遂行する能力を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。（法人においては法人及び代表者、グループにおいては、組織する法人及び代表者。）
- (3) 宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成8年2月7日告示第19号）及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年11月28日告示第198号）に基づく指名停止措置期間中にある者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。いずれかの申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定がなされていること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 法人等の代表者等（法人にあつては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、グループにあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）が、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ① 代表者等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる団体。以下同じ。）関係者である者。
 - ② 代表者等が暴力団関係者を使用した場合。
 - ③ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合。
 - ④ 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合。※ 本市と宮崎県警察本部との間で締結した「宮崎市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された役員名簿をもとに照会を行い、該当するか否かを確認します。
- (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に該当しない者であること。
- (9) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しない者であること。

※ 単独で申請した法人等はグループ申請の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

9 募集要領・仕様書等の交付

(1) 交付期間

令和6年12月24日(火) ~ 令和7年1月15日(水) 午後5時15分
(窓口交付は開庁日の午前8時30分~午後5時15分)

(2) 交付場所

宮崎市子ども未来部 子育て支援課 子ども給付室 (宮崎市役所本庁舎5階)

※募集要領・仕様書等は、宮崎市ホームページ(<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>)
からもダウンロードすることができます。

10 資格審査確認書(1次審査書類)の提出

(1) 提出書類

本事業に応募される法人等は、次の書類を提出し、参加資格について審査を受けてください。

- ① 公募事業参加表明書 《公募様式第1号》
- ② 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- ③ 法人等の概要
- ④ 役員の氏名・住所等一覧表 《公募様式第2号》
- ⑤ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)(発行後3ヶ月以内の原本)
- ⑥ 誓約書(兼承諾書) 《公募様式第3号》
- ⑦ グループ協定書兼委任状《公募様式第4号》(グループでの応募をする者のみ)
- ⑧ 市税の納税確認同意書《公募様式第5号》
- ⑨ 国税の納税証明書等(納税義務がない場合は提出不要)

※ 証明書類は、証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもので、それぞれの発行官公署において定められた様式を使用してください。

(2) 提出期限

令和7年1月15日(水) 午後5時15分まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間(土曜日、日曜日、12月29日~1月3日の年末年始及び国民の祝日に関する法律に定める休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで)とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

(3) 提出場所(提出先)

住所 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市子ども未来部子育て支援課 子ども給付室 (宮崎市役所本庁舎5階)

電話 0985-21-1765

Fax 0985-27-0752

E-mail 10jidou02@city.miyazaki.miyazaki.jp

(4) 提出方法

① 持参の場合 令和7年1月15日(水) 午後5時15分までに持参。

② 郵送の場合 配達証明付き書留郵便にて、令和7年1月15日(水)までに必着。

※ 郵送提出の場合、提出確認のため担当へ必ず電話連絡をしてください。

(5) 留意事項

提出期限までに上記(1)の資格審査確認書類を提出しなかった法人等は、企画提案書を提出することができません。

1 1 募集要領・業務委託仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

① 受付期間

令和6年12月24日(火) ~ 令和7年1月10日(金)午後5時15分まで

② 提出方法

質問書「公募様式第6号」に記入の上、FAX又は電子メールに添付して子育て支援課に提出ください。

※ 電子メールの場合、タイトルは「【公募質問】法人等名」としてください。

※ ファックス、電子メールいずれの場合も未到着を防ぐため、発送後に電話で着信の確認をお願いします。

(2) 質問に対する回答

上記(1)の質問に対する回答は令和7年1月15日(水)までに随時、資格審査確認書類を提出された全ての法人等に行います。

1 2 企画提案書(2次審査書類)の提出

前記1.1のとおり資格審査確認書を提出し、審査結果通知にて選定された法人等(以下「提案事業者」という。)は以下のとおり企画提案書を作成し、提出をお願いします。

(1) 提出書類

企画提案書(正本1部、正本・副本のPDFデータ)

※ 正本にのみ社名(提案者名)を記載し押印すること。

※ 副本は、会社名や会社を特定される部分(ロゴ等含む)を消して作成すること。

(副本には提案者名等応募者が類推できる表現の記載は行わないようにしてください。)

(2) 提出期間

令和7年1月22日(水) ~ 令和7年1月31日(金)午後5時15分まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間(土曜日及び日曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで)とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

(3) 提出方法

正本は持参又は郵送(書留郵便に限る)により、10(3)の提出先に提出すること。

また、正本及び副本のPDFデータは電子メールにより提出をお願いします。

(4) 企画提案書記載事項

別紙「業務委託仕様書」に基づき、創意工夫ある提案を求めるものとする。なお、企

画提案書は、縦A4版・横書きでの作成とし、「公募様式第7号」を参考にすること（記載項目を満たしていれば、任意様式可）

(5) 企画提案書が無効になる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ① 企画提案書等提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ② 前記5に示す委託見積の上限額を超える提案
- ③ 提出期間内に所定の書類を提出しなかった場合
- ④ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

(6) 提出後の辞退

企画提案書を提出した後に、本公募への参加を辞退する場合は、「公募事業参加辞退届」《公募様式第8号》に提案事業者の事業所の所在地、商号又は名称、代表者の職・氏名を記載の上、代表者印を押印し、1部提出してください。

(7) その他

- ① 企画提案書は、1者につき1案とします。
- ② 企画提案に係る費用は、提案事業者の負担とします。
- ③ 提出書類は返却いたしません。
- ④ 提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え、再提出は認めません。
- ⑤ 採用された企画提案書等は、宮崎市情報公開条例（平成14年3月29日条例第3号）に基づく公文書公開請求の対象となる場合があります。

1.3 審査の方法及び選考基準等

(1) 選定委員会の実施

選定委員会は令和7年2月上旬を予定しています。（日時や会場等を後日通知予定）

(2) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、書類審査及び必要に応じプレゼンテーション審査を実施します。最も優れていると判定された提案事業者を優先交渉権者として選定し、次点交渉権者も併せて選定します。また、説明時間は質疑応答を含め25分程度を予定しており、プレゼンテーションに用いる資料は事前に提出された企画提案書のみとします。

(3) 選考基準

項目	評価基準	評点
① 事業に関する基本的な方針や提案内容の特徴	・業務目的及び仕様内容を理解した基本方針が策定されているか。 ・ひとり親家庭等の子育ての現状や課題等を正しく理解し、児童への学習支援や福祉の向上に理解と熱意は十分か。 ・本市や関連大学等、母子・父子福祉団体との連携について、具体的な方針、取り組みが考えられているか。	25点
② 事業の目的や実施方法について	・本市が登録した支援対象者に対しどのように学習支援を行っていくか、目的や実施方法は具体的で適切かつ現実的な内容のものか。	10点
③ 組織体制・運営体制について	・業務実施に必要な組織体制・運営体制（指揮系統、責任体制、経理事務を担当する体制を含む）を有しているか。	20点

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度～令和5年度における本事業と類似業務の十分な実績が示されているか。 ・情報セキュリティ、個人情報保護への取り組みは適切か。 	
④ 業務内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容及び運営方法は仕様内容との整合がとれているか。 ・支援対象者の特性を理解し、具体的かつ効果的な取り組みが示されているか。 ・事業を適切に実施できる学習支援員の配置及び募集体制が示されているか。 ・提案事業者の独自性が現れているか。 	35点
⑤ 事業費の積算見積り	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に対して積算内容は適切か。 	10点

(4) 審査・選考スケジュール

募集要領・仕様書等の交付	令和6年12月24日(火)～令和7年1月15日(水)
質問書の受付期間	令和6年12月24日(火)～令和7年1月10日(金)
質問書の回答	令和7年1月15日(水)までに随時回答
資格審査確認書の締切日	令和7年1月15日(水)
審査結果の選定(非選定)通知	令和7年1月22日(水)
企画提案書の受付期間	令和7年1月22日(水)～令和7年1月31日(金)
プレゼンテーション	令和7年2月上旬
選考結果通知	令和7年2月中旬～下旬
契約締結	令和7年3月下旬

1.4 選考結果通知と契約締結

(1) 選考結果の通知

受託候補者を選定後、申請者全員に郵送で通知します(令和7年2月中旬～下旬予定。)

(2) 委託契約の締結

- ① 委託契約締結にあたっては、地方自治法や宮崎市財務規則等の関連する諸規定に基づいて契約書を作成の上、契約を締結します。
- ② 契約については、事前に業務内容・委託料等について協議の上、随意契約をすることとします。なお、優先交渉権者との契約が成立しない場合は次点交渉権者と協議を行うものとします。
- ③ 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務委託の詳細について別途協議の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。
- ④ 委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権は本市に帰属することとします。

1.5 留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は、提案資格の確認及び受託者の特定以外の目的で、提案事業

者に無断で使用することはありません。

- (2) 企画提案書等の提出、契約その他の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 提出された企画提案書等に虚偽の記載がなされた場合には、その提案事業者の応募を無効とします。
- (4) 本事業は国の交付金を活用した補助事業であり、会計検査院の实地調査等の対象となる場合があります。
- (5) 本事業の実施に当たっては、契約書及び仕様書に従うとともに、定期的に事業の進捗状況を本市へ報告して頂きます。また、事業実施を通じて作成した資料やデータ等は事業終了後、全て宮崎市へ返却するとともに、本事業により得られた情報等については事業終了後においても守秘義務を遵守いただきます。
- (6) 本事業の取り組みや成果については、広報紙など宮崎市の各種広報媒体で公開する場合があります。